

■ 第6条（採用決定者の退職等による返金）⁴⁴

本契約第4条第1項、第5条第1項第1号、第5条第2項に定める紹介手数料の発生後、甲に入社した応募者（以下「被採用者」という。）が、入社日から下記の期間内に、被採用者の自己都合に因る退職、甲の就業規則で規定する懲戒解雇となった場合は、下記返金規定に定めるところに従い紹介手数料を乙より甲に返金するものとする。但し、被採用者の責に因らない解雇、甲に起因する退職、被採用者の死亡、天災事変等の不測の事態、その他乙の免責が妥当と判断される事由の場合は、この限りではないものとする。なお、本条は本契約第5条第1項第2号乃至第

3号の場合には適用しない。⁴⁵

⁴⁴

<返金規定>⁴⁵

- 被採用者が1ヶ月以内に退職した場合は当該紹介手数料の50%を返金⁴⁶

⁴⁵

弊社雛形になりますが、企業によっては段階を3ヶ月まで等もごございます。